

原発事故被害者援護特別立法

を求める緊急集会

東京電力福島第一原子力発電所事故から1年が経過しました。今もなお、原発事故被害者の方々への損害賠償が十分に行われないままに、多くの被害者が避難を余儀なくされ、また放射性物質に対する不安を抱えつつ福島にとどまり、将来の見通しも立たない中、精神的にも経済的にも困窮を極めつつあります。

今国会で福島復興再生特措法案が成立する見通しであり、衆議院における修正により「原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任」や県の県民健康管理基金に対し国が財政措置をすることが明確化されるなど一定の前進が見られましたが、国会においては与野党の枠を越え、被害者への生活給付金の支給等の生活再建支援制度や避難者等福島県外在住の被害者に対する健康診断の実施など、より実情に即した被害者援護のための具体的施策を求める声が高まっています。

そこで、当連合会では標記緊急集会を企画しましたので、是非とも御参加くださるようお願いいたします。

日時 **2012年3月26日** (月) 午後**6時**～午後**7時30分**

(開場：5時45分)

場所 **星陵会館2階ホール** (東京都千代田区永田町 2-16-2)

内容 ※プログラムは変更される場合があります

- ・開会の挨拶
- ・福島からの報告
- ・当連合会の提言
- ・各党代表議員の方からの御発言



◆参加費：無料

-----<お申込書・切り取り不要>-----

参加を希望される方は、以下のフォームから必ずお申し込みください。
事前申込みをされませんと当日参加ができません。(参加費無料)

[返信先] **FAX:03-3580-9957** 日本弁護士連合会人権部人権第二課宛て

<p>お名前：</p>	<p>御連絡先 TEL： FAX：</p>
<p>登録番号 (弁護士のみ記入願います)</p>	<p>御所属先, 肩書 (弁護士の場合は所属会)</p>

【お問い合わせ】 日本弁護士連合会人権部人権第二課 (電話: 03-3580-9956)

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本集会の参加者の把握及び事務連絡の目的以外には使用いたしません。